

Title	邪馬台国における「租」税と「賦」税
Author(s)	田中, 章介
Citation	阪大法学. 2012, 62(3,4), p. 439-468
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/60135
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

邪馬台国における「租」「税」と「賦」「税」

田 中 章 介

はじめに

本稿は、いわゆる魏志倭人伝にいう、邪馬台国における「収租賦有邸閣」を、いかに理解し、いかに書ききくべきか、を主要テーマとする一考察である。

周知のごとく、魏志倭人伝は、三世紀後半に西晋（二六五—三二六年）の陳寿（二三三—二九七年）の撰した『三國志』卷三十「魏書三十・烏丸鮮卑東夷伝第三十」^{〔1〕}（以下「東夷伝」という。）の倭人の条の略称であるが、本稿では、便宜上、その略称を用いている。さて、紀元前一世紀頃のわが国に関し、世界最古の確実な記録として、一世紀に後漢（二五—二〇年）の班固（三二—九二年）の撰した『漢書』卷二八下「地理志第八下」^{〔2〕}燕地の条が、「……有以也夫！楽浪海中有倭人、分為百余国、以歲時來獻見云。」^{〔3〕}と記すが、わが国の租税に関する記述はない。また、時代的には『三國志』よりも古い、范曄撰『後漢書』卷八五・東夷列伝・倭条もあるが、その成立が五世紀であり、その記述内容から、『後漢書』がおおむね『魏志』^{〔4〕}によっていることは疑いない、との論証があり、また、わが国の租税に関する記述も見当らない。魏志倭人伝も、その記述内容の信憑性につき多くの議論はあるものの、

二世紀後半から三世紀中葉にかけてのわが国(倭国)の政治・社会情勢を考えるのには、不可欠の同時代的文献である。そのやや詳細な記述(二、〇四三文字)⁵⁾もさることながら、その記述中の「收租賦有邸閣」は、わが国の租税に関する最古の明確な文字表現であり、租税史上の重要性は出色である。

もちろん、魏志倭人伝を史料とするいわゆる邪馬台国論争には、長年にわたる膨大かつ詳密な研究がある。

歴史的に見ても、その端緒はすでに、わが国最古の勅撰の正史『日本書紀』(舎人親王ら撰、七二〇(養老四年)にあり、「氣長足姫尊 神功皇后」の撰政三九年、四〇年、四三年および六六年の各条の分注が魏志倭人伝を引いている。⁷⁾日本書紀の編者は卑弥呼を神功皇后に擬定しているのであろう。また、鎌倉末期(一二三世紀末)の成立とされる、卜部懷賢(兼方) 釈『釈日本紀』がその「巻第一 開題」⁸⁾において、「汝国之名称如何」と問われて「和奴国耶」と反問したところ、それが「和奴国」、そして「倭奴国」となったと記して、魏志倭人伝の「倭」の解釈に言及している。そしてその後も現在に至るまで魏志倭人伝に係る研究・論争は続いている。しかし、筆者の知見によれば、本稿で主要な論題とする「收租賦有邸閣」に関する論考はほとんど見当らない。いささかなりと税に携わる者として、本稿において、その解釈を考え、かつ、さらに若干敷衍して、私見を述べるゆえんである。本稿での底本は、東夷伝全般に関しては中華書局刊行の標点本『三国志』⁹⁾であるが、魏志倭人伝に係る史料には、百衲本¹⁰⁾または紹熙刊本¹¹⁾(必要に応じて、紹興刊本¹²⁾)を用い、その他、汲古閣本に拠ったとされる三品彰英氏の「魏志」倭人伝¹³⁾、「元槧明修本、明南監本、乾隆殿板本、汲古閣本等を対照し、更に北史、通典、太平御覽、冊府元龜等」¹⁴⁾を参考にしたとされる内藤虎次郎氏の魏志倭人伝本文を参考にした。なお、本稿では、特に必要と思われる場合以外は、正字の漢字は常用漢字に改めた。なお、収の文字は、紹熙本では「収」、紹興本や中華書局刊『三国志』では「收」であるが、本稿ではすべて「収」とした。

一 定説的見解

「収租賦有邸閣」はいかに、書きくだし、そして解釈されているのか。その定説的見解または通説を確認するために、平成二三年度に全国の高等学校で使用されている「日本史B」の文部科学省検定済教科書全一冊の、その記述内容を以下検証する（有力学説は後述する）。

その全一冊は以下の①ないし⑪のとおりであるが、その記述の精粗に従い分類のうえ、該当箇所に関する要点のみを記すと以下のとおりである。

(一) ① 『高校日本史B 新訂版』、② 『新選日本史B』⁽¹⁷⁾

魏志倭人伝や邪馬台国に関する若干の記述はあるものの、該当箇所に関する説明はない。

(二) ③ 『高等学校 日本史B 改訂版』⁽¹⁸⁾、④ 『高校日本史 改訂版』⁽¹⁹⁾、⑤ 『日本史B 新訂版』⁽²⁰⁾、⑥ 『日本史B』⁽²¹⁾、⑦ 『高等学校 最新日本史』⁽²²⁾

邪馬台国あるいは倭の社会での、税（または租税）・たくわえる施設・刑罰の制度・身分の差（または身分秩序）や統治組織などの文言が本文説明に見えるが、いずれにも該当箇所の書きくだし文はない。

(三) 該当箇所の書きくだし文および注解（両者を含めて、以下「訳注」という。）のある教科書（⑧―⑪）。

それぞれのその概要は以下のとおりである。

⑧ 『詳説日本史 改訂版』⁽²³⁾……「租賦（租税）を収むに邸閣（倉庫）有り。」（丸括弧内は注解部分。筆者挿入。以下、本項において同じ。）の訳注があり、「邪馬台国では大人と下戸などの身分差があり、ある程度の統治組織や租税・刑罰の制度も整い、また市もひらかれていたという。」との説明が本文中にある。

⑨『新日本史 改訂版』⁽²⁴⁾ ……「租賦(租税)を収むに邸閣(倉庫)有り。」の訳注と、「邪馬台国連合には、大人と下戸の身分差や刑罰・税の制もあり、九州北部の伊都国に一大率という役人をおくなど、統治組織もある程度は整っていた。」との本文解説がある。

⑩『日本史B 改訂版』⁽²⁵⁾ ……「租賦(租税や賦役)を収むに邸閣(倉庫)有り。」との訳注のほか、「邪馬台国の社会は、支配階級の王と大人や、彼らに従属する下戸と生口(奴隸)とに分かれ、租税や刑罰の制度があり、市も開かれていたとある。」との本文説明がある。

⑪『新日本史B』⁽²⁶⁾ ……「租賦(租税)を収む。邸閣(倉庫)有り」の訳注のほか、「国内には大人・下戸とよぶ身分差があり、租税を徴収し、官人をおくなど、組織的な形もかなり整えていた。」との本文説明もある。以上要するに、「取租賦有邸閣」は、「租賦を収むに邸閣有り」と書きくだし、租賦は「租税」または「税」としてそのような制度(または制)があったとし、また、「邸閣」は単に「倉庫」あるいは「施設」とする。

これが最大公約数的定説あるいは通説のようであるが、高校生用教科書であるとはいえ、省略や簡略化がすぎると誤解が生じる。魏志倭人伝が「租賦」と明記するのにもかかわらず、「賦」を軽視または看過しているとすれば、それは正当ではない。あえてあらかじめここで、私見による結論の一端を述べれば、租と賦はちがう、そして特に賦は、租とともにモノ(財物)を一義的な徵発対象とするものの、武器を持つて歩むの原義(後述)を踏まえて、これに伴う兵役や労役を内包する(ただし、ヒト(人)を一義的な徵発対象とする兵役や吏役などの徭役労働とは異なる。)と、広義に理解すべきではないか、と思う。しかしそれを含意する記述は、上記教科書中、「日本史B 改訂版」(⑩書)のみである。そして、そうであれば、当該書は租賦に賦役を含めているのであるから、「租賦を収むに邸閣有り。」と書きくだしたのでは、意味をなさない。ここは「租賦を収む。邸閣有り。」とすべきことと

なるが、そのような記述は、上記教科書中、「新日本史B」(⑪書)に限られている。

また、上記教科書では、租税の制度または制との記述が見られるが、わが国の、律令制前の当時、それは、「制度」というに値するような明確かつ画一的な法的整備の段階には至ってはいないもののそれでも、邪馬台国は国家の端緒形態⁽²⁷⁾をなすのであるから、租賦に関する、ある程度公的なそして強権的な、(宗教規範を内包する)慣習法的な規範は存在した、と理解し、以下、本稿では、「租・賦の制」というにとどめることとする。邸閣については後述する。

二 租賦および租税の意義

(一) 中国文字学の基本的古典とされる『説文解字』⁽²⁸⁾(以下「説文」という。)が、「税」は「租也」、「租」は「田賦也」とするから、租と税はここでは同義とされ、いずれも田租をいうものと解される。白川静氏も説文を引いて、税は「米粟の類を収めさせること」⁽²⁹⁾、租は「田租をいう。古くは租は薦俎として用いるもので、諸税の起源は、概ね祭祀の料に発している。それが、徴税の大義名分であった。」⁽³⁰⁾とする。

一方、賦については、説文は「斂也」⁽³¹⁾とし、これを白川氏は、「斂むるなり」と訓し、賦斂^{ふれん}の意とする。⁽³²⁾とする。

また、わが国においても古くは、『令集解』⁽³³⁾が、説文を引きつつ、次のような解釈を試みている。

「跡云。従「人身」輸所。総曰「賦役」身曰「役」。皆與「課役」同耳也。」⁽³⁴⁾

この一文につき、滋賀秀三氏は次のように説いている。⁽³⁵⁾

「従人身」とは人の身体のある所に納税義務のあること、即ち個人の身体を課税対象とすることを、「輸役所」

とは役所へ物品を運び納める義務なることを意味するものと解せられる。かかる性質を有するものを総称して賦と言ひ、役と連称して賦役と言ふ。而も賦役というも課役というも意味は同じであると言ふ。つまり「賦」といい「課」といふのは人頭物納税の総称であるということになる。而もかかる解釈が隋唐における用語法を正しく伝えたもの（以下 省略）（傍点 筆者）とする。「従人身輸所」（または「従人身輸役所」³⁶）を総称して「賦」と言ひ、「役所へ物品を運び納める義務」を含めてゐる。

（二）しかし更なる考察には、以下の代表的な二論考、「Ⅰ」および「Ⅱ」、を傾聴しなければならない。少々長くなるが、可及的に詳細に引用（一部は要約）して精確を期したい。

〔Ⅰ〕まず、宮崎市定氏は以下のように論じる。³⁷中国漢代およびそこからさらに遡及した論考である。

①まず賦である。「漢代には三種の賦があつた。算賦、更賦、口賦である。算賦は人民の男女十五歳以上五十六歳に至る者から毎年一算百二十銭を徴して庫兵車馬を治めるもので国家財政に属する。更賦は人民の更卒となる可きものが轮番の代償として政府に納めるもので又過更錢とも言う。更卒は元來徴兵の意味なれば、此錢も恐らく軍事費として用いられ、国家財政に属したのである。〔中略〕口賦は普通に口錢又は口賦錢とも称して未成年者から毎年二十三銭を徴して、内二十銭は帝室財政に属して天子の奉養となり、内三銭は国家財政に属して車騎馬を補うものと解せられる。³⁸三種の賦はいずれも人頭税であつて、国家財政に属したものは主に軍費用支出に用いられる。³⁹要するに、「賦には二つの意味がある。即ち漢代の賦の如く人頭税の意味と、別に人民が兵役に服する義務そのものを指す意味である。⁴⁰」したがって、「漢代の人頭税なる賦は、〔中略〕軍賦から發達したに違ひない。⁴¹」と論じる。また賦の文字につき、人頭税以前の軍賦の意であつた時は「武」であり、これは貴族が戈（ほこ・武器）をもつて歩むことが原義で、関連する「正」の字はその

時（貴族が戈を採って行く時）の平民の力役を意味したのではあるまいか、と述べる。⁽⁴²⁾

②次に、税・租についてである。

「賦に対して税又は租というものがある。この二つは相通じて用いられる。市租を市税とも言い、海税を海租、山沢の税と共に山に租すという言葉がある。（中略）漢代の税又は租と名のつくものを挙げると、

国家財政 (1) 田租

帝室財政 (1) 山沢の税 (2) 江海陂湖の税 (3) 園の税 (4) 市井の税 (5) 湯沐の邑の租税などである。⁽⁴³⁾

租と税は、「古くより全く同意義の語に用いられているが、元来は違った意味を持っていた。（中略）税は農産物の幾%かを分つて政府へ上納せしめるの意で、後世になっても、賦が人頭税なるに対して、税は農産物には限らぬが、漁業ならば魚、鋳業ならば銅鉄という風に其收穫物に対しての幾分を上納せしめる意味に用いられている。次に租であるが、（中略）且は祭、若しくは祭られる神であるとするならば、租はこの祭に捧げる穀物である。收穫の幾分を割いて神に捧げるのであれば、この意味に於て税と共通な点もあるので、さればこそ古くから同意語に使用される。⁽⁴⁴⁾ 傾聴に値する。

③要するに、「賦が専ら軍事に関係したものであるに對して、租の起源は主に祭祀に關したものである。⁽⁴⁵⁾ つまり、「賦は軍事に關する正という力役より起り、税の中の最も重要な租は、助と称する、祭に關せる力役より起つた⁽⁴⁶⁾」と述べる。實に中国古代の賦税制度の沿革は、「奴隸的人民の力役の義務が分化して行く歴史である。⁽⁴⁷⁾」とし、力役から、(イ)まず、租（穀物の納付）が分化し、(ロ)次いで、賦斂（武器調達の負担）が、そしてさらには、(ハ)宮室官府を治める力役のほか、時には賦斂の上に兵役の義務が要求され、この三者が直接的な、主たる一般農民負担であった、と総括している。⁽⁴⁸⁾

〔Ⅱ〕次いで、渡辺信一郎⁴⁹氏は、中国の漢代から西晋期に至る賦斂および戸調制を中心とする税制・財政を詳論する（租賦に関わる要点のみを以下に引用しまたは要約する）。

①（紀元前一世紀前半の前漢代、昭帝期から宣帝期にかけて）「兵役・吏役などの徭役を除く漢代の農民の基本的な国家負担には、租と賦（更賦）とがあった。租には収穫物の三十分の一を納入する田租およびその附加税たる藁粟税があった⁵⁰。また、人頭税として更賦があった⁵¹（三種の賦は、一括して更賦と呼ばれた、とするほかは、宮崎説とほぼ同旨なので省略する。筆者）。「田租・更賦を基軸とする農民負担は、県によって国家に収取され、基本的には郡国を単位として貯備・蓄積された。この郡国の貯備のなから各郡国の全人口数に六三銭を乗じて得られた銭額相当の財物（鑄貨・絹帛等）が各郡国から中央政府に貢納され、これが献費・貢献・賦などと呼ばれて（賦斂とも呼ばれた。筆者）総計約四〇億銭（後漢期約六〇億銭）の中央・大司農財政の基本財源を構成した⁵²」。さらに、臨時的経費調達には、「委輸」（中央―地方間）、「調度」、または「調均」（中央大司農による郡国間の調整的物流）がある⁵³。

②ちなみに、漢代の賦斂はきわめて多様で、制度化された中央経費調達方式としての賦・賦斂以外に、(イ)民間における釀金慣行（貴人への拜謁時やその葬礼時）、(ロ)地方社会および地方政府による祭祀費の調達（膨大な額の釀金と勞力提供）、(ハ)地方官府官長や属吏による民衆収奪、(ニ)中央政府による制度外の臨時経費調達の四種があった⁵⁴。

③戸調制（起源は漢末の曹操政権時。本格的開始は、西晋武帝時の太康年間（二八〇―二八九年））は、漢代の算賦・更賦・口賦に代替して成立した。その制度的特徴は、(イ)人頭課税から戸単位課税へ、そして(ロ)貨幣的徴収から布帛生産物徴収への変化であった、とするのが通説のようである⁵⁵（しかし渡辺氏は以下のような

異論を唱える⁽⁵⁷⁾。

④「建安年間（一九六―二二〇年、後漢末の献帝期。筆者）には、漢王朝の田租・更賦制と曹操政権下の田租・戸調制とが並存していたが、漢王朝の滅亡、魏王朝の成立にともなって、戸調制は曹魏の税制・中央経費調達制度となった。戸調制は、形式上漢の更賦（更錢・算錢・口錢）を代替するものとなったが、その実態は、漢王朝の制度外制度として成長してきた賦斂である⁽⁵⁸⁾。「曹操権力が土台にしたのは、主として軍事経費を調達するために臨時に実施された賦斂であり、その展開形態としての、二世紀半ば以後常態化していた賦斂＝調であった。」⁽⁵⁹⁾。

なお、建安元年（一九六年）は曹操が司空に就任し、民を募集して民屯田制を実施した年であり、⁽⁶⁰⁾ 税制上重要であるが、ここでは省略する。

⑤西晋期の戸調制は曹魏戸調制の全国展開であり、「県段階における直接的な租税收取とそれら收取物を基礎に郡国単位に中央に公賦として貢納する二つの層次に分かれていた。県段階では、農民各戸の家産評価額にもとづいて九等級に区分し、その等級に応じて絹・綿その他の物資を徴収し、それら税物は地方に一旦貯備・蓄積された。各郡国は、通常その支配戸数に租四斛・絹三疋・綿三斤の一律賦課基準を乗じて貢納額を決定し、地方貯備の中から綿絹などの財物を公賦として貢納し、中央政府財政を構成した。」⁽⁶¹⁾。

(三) 小括

以上の本項での諸見解を総じて考察することにより、租と賦の相異は明白である。そして租（および税）に関しては格別の異論を見ないが、問題は賦である。とりわけ漢代から西晋期に至る賦は、(イ)もと、算賦・更賦・口賦を意味し、軍事に関し各郡国内において收取される人頭税であるが、(ロ)併せて、地方の各郡国から中央政府へ公賦と

して貢納される献費（貢献・賦）であり、中央政府による軍事経費調達のための賦斂である。この賦斂は二世紀半ばの後漢期には常態化するとともに、やがて「調」として郡国単位に徴発されるに至る。⁽⁶²⁾要するに賦（上記イおよびロ）は、いずれも主として軍事に関し、そして、とりわけ後者（ロ）の徴発には兵役・労役（中央政府への搬入も含む）の義務がその不可分の要素として随伴しこれに包含される、と理解されるのである。ちなみに、現代的意味からわれわれが留意すべきことは、上記イの人頭税は「租税」であるが、上記ロはいわば上納金（物）であつて、国家が直接人民に課するものとされる「租税」ではない、したがって両者は別異のもの、ということである。⁽⁶³⁾

三 東夷伝の租賦・租税等

前項の諸見解（見解間には若干の齟齬もあるから。）のすべてが、魏志倭人伝の世界に直ちに妥当するものではないにしても、それらの枢要部分はこれを重要な示唆と受けとめるべきであろう。

例えば、西晋の時代の三世紀後半に成立した『三国志』の撰者・陳寿は、三国時代に蜀漢王朝に仕え、その後、西晋が起ると（二六五年）、その武帝・惠帝の王朝に仕えている。経史に通じ、著作郎（主任歴史編纂官）として三国関係資料を広く蒐集し『三国志』を完成した、とされる。⁽⁶⁴⁾そしてそれは、西晋の皇帝が魏の皇帝の後継者であつたことから、「魏が、後漢と西晋とをつなぐ唯一の正統王朝だとする立場」⁽⁶⁵⁾からの記述でもある。

陳寿は当然ながら、後漢・三国・西晋時代の賦税制度には精通していたわけであり、いわんや国の統治権の根幹に関わる中核税制たる租や賦の文言には細心の留意があつたと推測できる。そこで本項においては、東夷伝全文の中で四か所に記述されている租税（東沃沮）、租賦（挹婁および倭）、賦調（濊）について、陳寿の租・賦に係る用例の厳密さを検証したい。魏志倭人伝は、同一撰者による東夷伝の一部であることをつねに想起しなければなら

いのである。

(一) 東沃沮の場合

東沃沮は、高句麗の蓋馬大山の東側に位置し、大海の浜辺に居住している。北は挹婁・夫余、南は濊貊と境界を接している小国である。土地は肥沃、五穀がよく実り、農耕に適している（「其土地肥美、（中略）宜五穀、善田種。」）が、大國間にあつてその圧迫から遂に高句麗に臣属（「遂臣属句麗」）することとなつた。⁽⁶⁶⁾ 東夷伝は租税に関して次のように記述している。

「句麗復置其中大人為使者、使相主領、又使大加統責其租税、貂布、魚、塩、海中食物、千里担負致之、又送其美女以為婢妾、遇之如奴僕。」⁽⁶⁷⁾

ここは、文言上、原文は「租税」であつて、「租賦」ではない。⁽⁶⁸⁾ したがつて文意上は、（句読点に留意して、並列的に）「租税」並びに「貂布、魚、塩、海中食物」（以下「雑税」という。）を大加（高句麗の上層部⁽⁶⁹⁾）をして統責せしめている、と理解すべきであろう。そして、「租税」並びに「雑税」に係る税物を沃沮の下戸に千里の距離を「担負」して高句麗まで運搬させているのである（さらに、沃沮の美女を送致させて婢妾となし、そしてこれらの男・女を奴婢や下僕のごとくに遇している。）。

東沃沮が高句麗に臣属した後も、高句麗は東沃沮の大人を「使者」（高句麗の官名で大加の配下⁽⁷⁰⁾）に任命してその下戸を統率させ、雑税を含めた租税徴収権はすべて自國の大加に掌握させている。臣属國に対する支配の実態と租税等徴収権の過酷さを浮き彫りにする記述である。もっとも、ここは「租賦」であつても理解はできる。仮にそうであるとすると、いわゆる租賦徴収権一切を大加に統責させる、（租「賦」並びに雑税の担負では文意上不可解であるから、この場合は）雑税のみを「千里担負致之」となるであろう。しかし実態は、東沃沮は五穀豊穡である

ことから、高句麗へ運搬する税物から田租を全く除外したわけではないのであろう。陳寿は、ここは慎重・正確に、「租賦」とはせず、「租税」とした。以上のように理解したい。

(一) 挹婁の場合

挹婁は、夫余の東北千余里にあり、南は北沃沮に接している。五穀、牛、馬、麻布を産する。大君長（全体の指導者）はいないが、邑落ごとに大人がいる。少数だが勇猛である、しかし不潔である。⁽⁷¹⁾ここでは租賦に関する次の記述がある。「自漢已来、臣属夫余、夫余責其租赋重、以黄初中叛之。」⁽⁷²⁾

挹婁は、漢の時代以来、夫余に臣属していたのであるが、夫余が「其の租賦を責ること重し」の故に「以つて黄初中之に叛す。」とある。ここは、夫余による苛斂誅求であつて、「租賦」の文言がよく理解できる。単に、「租税」のみならず、夫余が広く「租」や「賦」の全般（兵役・労役を含む）にわたつて重課し徴発したということであろう。挹婁はこれに耐えかねて、黄初年間（二二〇—二二六年）に夫余に対して謀叛を起こした。そこで夫余はしばしば挹婁を討伐したが、ついにこれを屈服させることはできなかった。

(三) 濊の場合

濊は、南は辰韓に、北は高句麗・沃沮に接している。正始六年（二四五）年、楽浪太守劉茂・帯方太守弓遵は領東の濊が高句麗に属していたことから軍を起こしてこれを攻めた。不耐侯らは邑落を挙げて降伏した（「不耐侯等举邑降」）。正始八年には魏に朝貢して不耐濊王の位を拜受している。しかし、不耐濊王は、四季ごとに郡に詣つて朝謁は適うが、平素は一般人と雑居という状態である。⁽⁷³⁾

「居处雑在民間、四時詣郡朝謁。二郡有军征赋调、供給役使、遇之如民。」⁽⁷⁴⁾

楽浪郡・帯方郡の有事には、濊王らにも、兵役や賦調の徴発があり、また労役の供給をあてがわれ、二郡の一般

人のごとくに扱われる。

ここで「賦調」は、まさに、漢王朝の制度外制度から曹操政権下で発展し、やがて常態化した賦斂¹調を意味するものと解される。魏による軍事費並びに兵役・労役の中央経費徵発である。魏による強烈な軍事支配体制を窺知できる。

(四) 倭人伝の場合

「収租賦。有邸閣。国国有市、交易有無、使大倭監之。」⁽⁷⁵⁾

ここは句読点に特に留意したい。「租賦を収む。邸閣あり。国国に市あり、大倭をして之を監せしむ。」である。

要点は、まず、(イ)中華書局刊『三國志』(注(1)参照)が「収租賦」と「有邸閣」を句点で区切り分記していることであり、そしてもう一点は、(ロ)邪馬台国(または邪馬台国連合)(後述)には、租または租税の制のみならず、租および賦の制のある旨が明記されているということである。漢王朝から曹魏・西晋期の中核税制の一つであった軍事に関する賦の制を、陳寿は倭人社会にも同視した。筆者の「賦」へのこだわりはここにある。また、収の意は、あまりにも当然すぎる、倉庫への単なる収納の意ではなく、租賦の権力的收取あるいは徵収、したがってそのような制のあること、を意味するものと解される。項を改めて詳述する。

四 「収租賦」と「有邸閣」の関連——有力学説を踏まえて

(一) 代表的な有力諸学説

①橋本増吉氏は、「収租賦有邸閣」とある文句は、その前の「尊卑各有差序、足相臣服、」と関連せる記事で、

尊者即ち治者は卑者即ち被治者より租賦を収める権利を有し、かつその租賦を収蔵する為めの邸閣を有することを述べたものである。⁽⁷⁶⁾と論じるが、租と賦の区別には言及していない。しかし注目すべきは、「各国主は租賦を収めて、之れを邸閣に蓄うると同時に、市の交易を監視せしめて、その交易税を収めた（以下省略）⁽⁷⁷⁾」と述べ、課税権者を邪馬台国とはせず、各国主としてしていることである。

②井上光貞氏も、課税権者に関し地方小国説を採り、橋本説に賛意を表しているが、租賦については、「租賦を収むるに邸閣あり」というのは、租税制度をいつたものである。邸閣の邸は邸舎、閣は穀物を貯える倉の意である。⁽⁷⁸⁾と記すのみである。

③山尾幸久氏は、「租賦を収むるに邸閣有り。」⁽⁷⁹⁾と書きくだし、「租賦」は田租であり地税であり生産物収取である。⁽⁸⁰⁾と述べるが、邸閣については、「単なる公共備荒倉庫でなく一種の兵糧倉であるとすれば、それを、邪馬台国が設置した「大率」——夷守系列の部分的防衛の組織との関連で理解するのが最もよいと思う。⁽⁸¹⁾とする。

また別途、次のようにも論じる。「倭人伝の「租賦」は諸国「大人」の「下戸」からの収取ではなく、倭王の収取なのである。そればかりか、倭王の「旁国」からの収取でもないと思う。大率をとくに置かねばならないようなツクシ政権構成諸国に対する「租賦」なのであろう。なぜなら、東夷伝は、夫余王の挹婁の邑落からの、高句麗王の沃沮の邑落からの、生産物や労働力の強制的な収取に限って、「租賦」「租税」の語をあてている。⁽⁸²⁾」と。

東夷伝が租税と租賦を使い分けていること、租または租税は主として田租であるが賦は租税を含まないことについては、すでに検討した。しかし、山尾氏は租賦を田租であるとしながらも、邸閣を兵糧倉とし、ヤマト政権のツクシ政権⁽⁸³⁾からの生産物や労働力の強制的収取も租賦だとするから、賦の存在は認めているのであろう。

④石原道博氏は、「租賦を収む、邸閣あり、国国市あり。有無を交易し、大倭をしてこれを監せしむ。」⁽⁸⁴⁾と書きく

だし、收租賦と有邸閣を分記している。現代語訳では、「租賦（ねんぐ・みつぎ）を収める、邸閣（倉庫・邸宅・商店など）があり、国々に市がある。貿易をおこない、大倭（倭人中の大人）にこれを監督させる。」とする。しかしそれ以上の詳述はない。

⑤三品彰英氏の現代語訳は次のとおりである。「邪馬台国は人々に租・賦を納めさせ、またこれらを収納するための邸閣がある。国々には市場があつて、人々は有無を交換しあっているが、邪馬台国は大倭に命じてその市場を監督させている。」⁽⁸⁶⁾（傍点 筆者）

倭人伝は邪馬台国伝であるとの立場から、課税権者は、各国の王（橋本説）ではなくて、邪馬台国と考えるべきである、とする。⁽⁸⁷⁾

⑥小南一郎氏は次のように訳出している。「租税や賦役の徴収が行なわれ、その租税を収める倉庫が置かれている。国々に市場が開かれ、それぞれの地方の物産の交易が行なわれて、大倭が命ぜられてその監督の任に当たっている。」⁽⁸⁸⁾

ここでは、「賦」は賦役と訳出されているから、賦は役（労役）を随伴または包含するものとの理解がなされている、と解されよう。

⑦佐藤信氏らは、「人々に租・賦の税を納めさせ、それらを収納するための邸閣がある。国々には市場があつて、人々は有無を交換しあっている。」⁽⁸⁹⁾（傍点 筆者）と解説する。論点につき慎重な記述となっている。

⑧網野善彦氏の見解は次のとおりである。

「邪馬台国には立派な邸閣があつたといわれ、この女王国は「国々」に租税と課役を賦課しており、それらの国々のあいだの産物を交易する市庭を直接の監督下においていたとも『魏志』には記されている。」⁽⁹⁰⁾（傍点 筆者）

とする。

以上の代表的な有力諸見解の中にあつて、①説、②説および④説では賦の制に係る記述が明確ではない（否定はしていない。）が、その他の説では、賦の制を容認（③説）または明記（⑤―⑧説）している。賦の制を肯定するとすれば、邸閣に収納するのは、租・賦のうちの税物のみであるから、その点を意識して④―⑧説では文章を区切って記述している。正当だと思ふ。さらに言えば、だからこそ、「収租賦。有邸閣」でなければならぬのである。中華書局刊『三国志』（注（一）参照）もそうであつた。また、佐原真氏は、「租賦を収むるに邸閣有り」と読む人もいますが、中国社思想史の福永光司さんによると、「租賦を収む。邸閣有り」と読むべきだそうです。⁽⁹¹⁾と紹介している。筆者にとつては極めて貴重な紹介である。

（二）邸閣

日野開三郎氏は、「三国志」に使用せられている邸閣の語例を求めて、倭人伝以外に一一例を得、それらを逐一検討した結果、ここにいうところの邸閣はすべて（一）大規模な軍用倉庫であり、（二）糧穀をその貯積の第一とするが、なお戦具や絹その他の貨財をも収めているものがあり、（三）交通・軍事上の要地、政治・経済の中心地等におかれていた、のである。⁽⁹²⁾と解明した。ただし、魏志倭人伝については、「倭人伝以外の邸閣は軍用倉庫である。」⁽⁹³⁾から、「倭人伝の邸閣を例外的用例と見る必要はなく、やはり一般の慣用のままに軍用倉庫と解するのが穏当であらう。」⁽⁹⁴⁾とする。

しかし、浅川滋男氏は、「邸」も「閣」も、本来の語義に「軍」と関係する意味はふくまれません、たんなる「大倉庫をさす（以下 省略⁽⁹⁵⁾）と論じ、「邸閣」は「大倉庫」と訳すべき語であらう、と思ひます。（中略）原義としての「邸閣」はたんなる「大倉庫」であつて、「高床式の大倉庫」ではないだらう、とわたしは思つています。（中

略) 弥生時代の日本では高床式の倉庫であった可能性⁽⁹⁶⁾がある。」と述べている。日野氏自身も一方で、「邸閣は本来的に軍用倉庫を指す用語でなければならぬという語字の上での約束はない。(中略) 邸閣の語字からいえば、貯積用大倉庫はすべてかく呼び得たわけである。」⁽⁹⁷⁾とし、「後漢末・三国時代の如き乱世では軍事が万事に優先する。」ことから、「実際におかれていた大倉庫がほとんど軍用倉庫に限られていた」⁽⁹⁸⁾(傍点 筆者) と述べる。貯積用大倉庫もあり得たわけである。そうすると、筆者としては浅川説にしたがい、邸閣＝大倉庫と理解せざるを得ない。大倉庫たる邸閣の、その用途としては、日野氏の解明どおりの軍用のほか、租税用もある、とする理解である。すなわち、日野氏の解明した軍用大倉庫としての邸閣は賦に関するものであり、租に関する大倉庫も当然あった(男弟配下の多数の行政官僚・常備警護兵士・婢千人をかかえる王室のための貯積用大倉庫も必要不可欠である)。租と賦に対応する二種の邸閣である。そうではあっても、「強大な常備軍はなく、有事に武装して立つ兵民不離の状態にあったとしても」⁽¹⁰⁾戦時に備える軍用倉庫が考えられ、「当時の倭の支配階級はその軍事力を維持強化するために租賦を徴し、大軍需倉庫を設けていたということになり、(中略) 当時の倭の支配階級の権力構造の一部が判明して来るわけである。」⁽¹⁰⁾との日野見解は(租賦の用例の不明確さはあるが)、説得力に富む。日野氏はさらに、「倭の支配階級の収入には「大倭」をして監せしめた「国国有市」の租(市税であろう。筆者)や対外貿易の巨利等があったが、それらの一部も軍費用として邸閣に入っていたのではないかとも思われる。」⁽¹⁰⁾と、論考を結んでいる。三品氏も日野見解を評価して、「倭国大乱の後をうけ、しかも狗奴国と相攻撃中の邪馬台国は軍事国家としての傾斜を強め、軍費調達のための租税体制と、それを蔵する大規模な軍事倉庫を必要としたと思われるが、日野の研究は、それを具体的に実証したもの」⁽¹⁰⁾と論じている。

五 邪馬台国の財政と課税権の論拠

① (財政支出)

邪馬台国の軍事色は確かに濃厚である。兵民不離であるとしても、武器・軍糧等には多大な支出を要する。しかも、軍事費のみならず、莫大な王室費が女王の都する邪馬台国では必要であった(以下、本項の魏志倭人伝の訳出には、『正史 三國志』⁽¹⁰⁴⁾を参照する。)

卑弥呼の起居する宮室や楼観は、これを城壁や柵で嚴重に取り囲み、かつ、兵士が四六時中、警護に当たっている。南の狗奴国と対峙して戦時体制的な緊張状態が続いているわけである。婢千人を侍らせているとすると、王室直属の兵士や行政官僚も相当な数に上るであろう。内政費に加えて、魏との外交交渉にも船舶の調達をはじめ多数の要員・多額の費用が要る。しかしそれでも、卑弥呼の親魏倭王位の取得は、それは魏の冊封体制下に入ることを意味するであろうから単なる事大主義ではなく、脆弱な政治体制を補完し不足する軍事費等を補充するうえでの懸命な選択であった。さらに、卑弥呼は、何よりもまず、鬼道をもって能く衆を惑わす鬼神信仰の司祭者である。井上光貞氏は、これを宗教的君主(一種のプリースト・キング)とする⁽¹⁰⁵⁾。したがって、その祭祀は国の命運と威信をかけた大掛かりなものとなろう。もちろん、上記建造物の建設・維持管理、武器の製作、さらには港湾・道路・治水などのいわゆる社会資本の整備もそれなりに必要である。そして、むしろこれらの事業のための膨大な労役の調達が必要となる。邪馬台国は(兵役・労役の徴発のほか)こうした財政支出を、租・賦の制を基幹税制とし、そのほか国内での市税(後述)や諸々の雑税(各種の生産物や海産物など広範囲であろう。)の徴収、対外貿易による独占的権益等により賄うことになる。

② (邪馬台国連合)

翻つて考えると、漢の靈帝の光和年間(一七八—一八三年)に「倭国乱相攻伐曆年」、すなわち、多年にわたる倭国大乱である。その結果、国々は大いに疲弊した。邪馬台国に倭の国々を容易に制圧し得るほどの圧倒的な軍事力がなかったことも判明した。そこで、倭の国々は邪馬台国連合を結成し、「乃共立一女子為王」、すなわち、連合体の王に卑弥呼を「共立」(共同して擁立)し、その宗教的權威に依拠して和平をもたらそうとした。その連合体構成諸国は、女王国より以北とされる対馬国から邪馬台国に至る八か国および遠絶にして詳を得べからずとされるその余の旁国二一か国の計二九か国である。

③ (卑弥呼の共立)

「共立」の実態こそ重要であろう。卑弥呼を邪馬台国連合の女王に「共立」した、ということの意義を考察すると、(イ)そのことにより乱を終結させること、(ロ)国々がその連合体に加盟すること、(ハ)卑弥呼に連合体の女王としての法的權威と権力の所在を承認すること、(ニ)卑弥呼の宗教＝鬼道を連合体の宗教として承認すること、(ホ)連合政府の所在(「女王之所都」)を邪馬台国とすること等、の合意形成(積極的賛同のほか消極的同意も含まれよう。)が必要ならぬ。しかし同時に、その「共立」による国々の和平と引き換えに、連合体構成諸国(各国政府)には女王国(連合政府)に対する財政的共同負担(連合体維持費ともいうべきもの)の伴うことの同意も当然含まなければならない。邪馬台国連合には、対狗奴国用の軍事費のほか、莫大な王室費等(上記五①参照)が生じるのであるから、その費用分担としての、連合政府への貢納(公賦)たる賦の制への協力要請とその同意である。このような同意がない限り、武力行使による制圧以外では、賦の権力的取戻はできない。

山尾氏は「東夷伝は、夫余王の挹婁の邑落からの、高句麗王の沃沮の邑落からの、生産物や労働力の強制的な取

取に限って、「租賦」「租税」の語をあてている。」(前述四(一)③)とし、夫余王に「臣属」している挹婁、高句麗王に「臣属」している沃沮、倭王に「統属」しているツクシ政権の盟主(伊都国 筆者)の例をあげている。⁽¹⁰⁶⁾しかし、魏志倭人伝が賦の制のあることを明記していることから、それを支える論拠は、臣属や統属のほか、「共立」にもある、と考えられる。賦は、本来、連合政府から連合体構成諸国に対する軍事費の徴収であるが、ここでは、それは王室費等の名目での徴収を含むものであったと推量される。邪馬台国は、邪馬台国連合の構成諸国に対して賦の徴収を行ったわけである。そうでないと、連合体は維持できない。

なお、東夷伝には、魏志倭人伝のほか二か所に「共立」の語がみえる。まず、夫余王につき「位居死、諸加共立麻余」⁽¹⁰⁷⁾、すなわち、位居が死去すると、諸加が(嫡子がいいため、妾腹の)麻余を共立した、とある。また、高句麗王については、「拔奇不肖、国人便共立伊夷模为王」⁽¹⁰⁸⁾、すなわち、(伯固が死去すると、長男の)拔奇が不肖の子であるため、国人は(弟の)伊夷模を共立して王とした。

いずれも、「共立」を、王位の相続に関し、関係者が共同して王位に擁立した、との意に用いている。卑弥呼の相続関係は不明であるが、関係者(ここでは、倭の諸国の王)⁽¹⁰⁹⁾が共同して王位に擁立した点で同一であり、したがって、(その共立の経緯は異なるとしても)同一文言が用いられている、と理解してよいであろう。

④(租・賦の制と市税)

女王の擁立に伴ういわば和平の代償として邪馬台国連合構成諸国は、邪馬台国による賦の徴収を応諾した。各国はそれぞれ、田租を主とする租や人頭物納税としての賦の制を有したであろうが、それらの税物はいったん各国の大倉庫(邸閣)に搬入・備蓄され、その中から予め合意された、(人口・戸数などおよび市取引(後述の市税)の規模の大小程度は勘案して)恣意的ではない何らかの平易な賦課基準(当時の未開な倭人社会では、中国の戸調

制に類する複雑な、各戸別の家産評価の制までは採り得なかつたであろう。) によつて算出された数量の税物を連合政府へ公賦として貢納した。賦の制である。この場合、おそらくはその徴税組織の一端を大倭・一大率が軍事警察機能と兼任して担つていたのであろう。魏志倭人伝の記述からは連合政府の統治組織の詳細は明らかではないが、徴税組織がなければ税制は機能しない。

そこで問題は市税であるが、「国国有市交易有無使大倭監之一」とある。すなわち、国々の市において有無の交易が行われ、連合政府はその派遣官たる大倭にその全体的動向を監視・監督させている。ここで「監」はあくまでも字義にしたがひ、見張り・取締りにとどまり、と解すべきであらう。国々の市では、各国相互間のその時々々の物産の交易運営が各地域特有の市場慣習に則り行われるのであろうから、その市場システムは部外者にとつては極めて難解だと思われる。さらに、中央政府による過度の権力的な市場介入はブラック・マーケット化をもたらす、ということもある。そうすると、連合政府からの派遣官が市場取引の詳細を逐一的確に掌握して課税実務を行うことは困難である。員数的にも無理がある。むしろ、市税の直接的な課税権は国々にあり(前記四(一)) ①②の橋本説・井上説)、課税方法も地域の特異事情に精通した各国支配機構の自治に委ねられている、と考えることが適当であらう。

本稿では、連合政府による国々の市取引に対する課税は賦の收取に含めて行われざるを得ない、と考えているのである。

おわりに

本稿は、魏志倭人伝の記す「取租賦有邸閣」の六文字をいかに解釈し、書きくだすべきか、そしてその場合、邪

馬台国連合における「租」税・「賦」税の内実はどのようなものであったか、につき検討したものである。なお、本稿では言及できなかったが、その後の重要な示唆として、租・賦の制に後世の租・庸・調・雜徭制度の兆候を看取できる、ということがある。

残された、そして行き着く課題は、租・賦の制や邸閣から見える邪馬台国連合の政治体制である。その連合体が、宗教色・軍事色の濃厚な政治集団であることはすでに見たとおりであるが、それを専制国家とまで称することができるのか、ということである。しかし、この課題は本論から大きく逸脱するため、以下では、大別される三学説に言及するにとどめて、そして若干の私見を副えて、本稿のまとめとしたい。

①井上光貞氏は、魏志倭人伝からは「三世紀中葉の卑弥呼の時代に「初期専制国家」や「総体的奴隸制への傾斜」を求めるのは無理である。」とし、「政治体制についていえば、原始的民主制の段階にこそふさわしい」と論じる。

②しかし、上田正昭氏は、その井上説を批判して、「はたして連合国家ということだけで、これを原始的民主制と認めるかどうか。」と述べ、それは「萌芽的な意味での専制君主制の形態をとりつつある君主であり、国家である。」⁽¹³⁾と論じる。そのうえで上田氏は、「初期」といういい方は必ずしも明確ではないと考えたので、これを「萌芽的な意味での専制君主制の形態をとりつつある君主」⁽¹⁴⁾、または、「専制君主制の萌芽的形態」⁽¹⁵⁾と述べ、「初期の性格についての誤解をさげんとした」⁽¹⁶⁾とする。「初期」とは、「始まって間もない時。初めの時期。」(広辞苑)というのに比し、「萌芽」は「めばえ。きざし。」(広辞苑)を言うのであるとすると、「萌芽」は初期よりもより早い段階初期の寸前、はじまる直前あるいはその気配とでもいうことであろうか。そうすると、上田説は、初期専制君主制直前の小国連合体Ⅱ邪馬台国連合、ということになり、前記①説との近似性が窺われる。

③より徹底した西嶋定生氏の見解は以下のとおりである。

「卑弥呼の王権が諸国によって共立されたものであり、その統治力がシャーマニズムによるものであったとしても、その統治の実態は、伊都国における『一大率』の行動に示されているごとく、けっして諸国との協調や合議を基調とするものではなくて、そこには厳しい専制的支配が認められるのである。むしろ卑弥呼が具備しているその神秘性と呪術性とは、この統制力を強化する根源となるものではあっても、そのために各国が合議協調するといういわゆる古代民主制を示すものではなかったと考えられる。」⁽¹⁷⁾と断ずる。

筆者は、女王としての卑弥呼の、半世紀以上にも及ぶ時代の変遷にも配慮すべきではないか、と考えている。

おそらくは少女時代にその鬼道の故に原始民主的に女王に「共立」された卑弥呼ではあったが、やがて親魏倭王となり、軍事力増強の必要性からも、租・賦の制を強化し、邸閣を充実させた。そして死後には、奴婢百余人の殉死を伴う大家が築造されている。

それが、「原始的民主制の段階」の女王から初期的専制君主色を帯びた王への変貌ではなかったか、ということである。

(1) 〔晋〕陳寿撰・〔宋〕裴松之注〔陳乃乾校点〕三國志〔全五冊〕〔中華書局出版、第二版、一九八二年〕八三二—八三三頁。

(2) 〔漢〕班固撰・〔唐〕顏師古注〔漢書〕〔中華書局出版、一九六二年〕一六〇九—一六七四頁。

(3) 本稿は、班固・前掲注(2)一六五八頁によった。なお、『漢書』〔汲古閣、一六四二(崇禎一五)年〕二二頁は、顏師古注に続けて、「夫樂浪海中有倭人……」と記す。また、『前漢書』〔国子監、一五八二(萬曆一〇)年〕「前漢書二八 地理志第八下」三〇頁は、「……有以也夫樂浪海中有倭人……」とあって、「夫」と「樂」の間に顏師古注はない。

(4) 石原道博編訳『新訂 魏志倭人伝他三編——中国正史日本伝(一)——』〔岩波書店、第四三刷新訂版、一九八五年〕

二六一—二八頁、五五—五九頁、および二一七—二二三頁。

- (5) 魏志倭人伝の文字数について。石原・前掲注(4)一〇五—一〇六頁の百衲本の影印版(その旨の凡例がある。)と山尾幸久『魏志倭人伝』(講談社、昭和四七年)二二六—二四七頁の南宋紹熙刊本の写真版(両者をあえて照合し、同一原文であることを確認した。)によると、「倭人伝」のタイトル三文字、本文一、九八四文字、裴松之注五六文字の合計二、〇四三文字である(本稿の本文はこの文字数によった)。また、橋本増吉『邪馬臺国論考一』(全三巻)東洋文庫六二二(平凡社、一九九七年)三—八頁の「図版『紹興板魏志倭人伝』」の南宋紹興刊本では、タイトルはなく、本文一、九八六文字、裴松之注五六文字で合計二、〇四二文字である。
- (6) 田名網宏『日本歴史新書 古代の税制』(至文堂、昭和四〇年)九頁、吉牟田勲『日本租税史の変遷』(ジエイ・アイ・エス、平成七年)一〇頁。
- (7) 坂本太郎ほか校注『日本書紀(二)』(全五冊)『(岩波書店、一九九四年)一七二頁、一八八頁、五〇三頁および五〇七頁。
- (8) 前田育徳会尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成二七 釈日本紀一』(八木書店、平成一五年)三一—三三頁、黒板勝美編輯『新訂増補国史大系第八巻 日本書紀私記 釈日本紀 日本逸史』(国史大系刊行会・吉川弘文館・日用書房、昭和七年)一〇頁。
- (9) 陳寿(陳乃乾校点)・前掲注(一)八三—八六三頁。
- (10) 石原・前掲注(4)一〇五—一〇六頁の影印版。
- (11) 山尾・前掲注(5)の南宋紹熙刊本(写真版)。
- (12) 橋本・前掲注(5)の南宋紹興刊本(写真版)。
- (13) 三品彰英『邪馬台国研究総覧』(創元社、昭和四五年)三一—四七頁。
- (14) 内藤虎次郎『卑弥呼考』内藤虎次郎『内藤湖南全集 第七巻』(筑摩書房、昭和四五年)二四八頁。
- (15) 内藤・前掲注(14)二四八—二五一頁。
- (16) 宮原武夫・石山久男ほか四名『高校日本史B 新訂版』(実教出版、平成一九年三月二日検定済)一八一—一九頁。
- (17) 尾藤正英ほか七名『新選日本史B』(東京書籍、平成一五年四月二日検定済、平成二二年)一八頁。

- (18) 加藤友康・荒野泰典・伊藤純郎ほか八名『高等学校 日本史B 改訂版』(清水書院、平成一九年三月二日検定済、平成二〇年度用) 二五頁。
- (19) 石井進・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦(ほか九名)『高校日本史 改訂版』(山川出版、二〇〇七年三月二日検定済) 一九頁。
- (20) 脇田修・大山喬平ほか三名『日本史B 新訂版』(実教出版、平成一九年三月二日検定済) 四三頁。
- (21) 山本博文ほか一名『日本史B』(東京書籍、平成一五年四月二日検定済、平成二二年) 二四―二五頁。
- (22) 村尾次郎・小堀桂一郎・朝比奈正幸ほか三名『高等学校 最新日本史』(明成社、平成一四年四月四日検定済、平成二二年) 二〇頁。
- (23) 石井進・五味文彦・笹山晴生・高埜利彦(ほか九名)『詳説日本史 改訂版』(山川出版、二〇〇六年三月二〇日検定済) 一七一―一八頁。
- (24) 大津透・久留島典子・藤田覚・伊藤之雄『新日本史 改訂版』(山川出版、二〇〇七年三月二日検定済) 二五頁。
- (25) 青木美智男ほか二名『日本史B 改訂版』(三省堂、二〇〇七年三月二日検定済) 一五一―一六頁。
- (26) 宮地正人ほか一名『新日本史B』(桐原書店、平成一五年四月二日検定済、平成二二年) 二四頁。
- (27) 石母田正『日本の古代国家』(岩波書店、一九七一年) 五頁ほか。
- (28) 〔漢〕許慎撰、〔宋〕徐鉉校定『說文解字 附檢字』(中華書局香港分局、一九七二年版、一九七五年重印) 一四六頁(卷七上)。
- (29) 白川静『字統』(平凡社、第二版、二〇〇二年) 五〇三頁。
- (30) 白川・前掲注(29) 五三四頁。
- (31) 許慎(徐鉉校定)・前掲注(28) 一三二頁(卷六下)。
- (32) 白川・前掲注(29) 七四四頁、白川静『字通』(平凡社、一九九六年) 一三七―二頁。
- (33) 令集解は、養老令を注釈した諸家の私記を集大成した書。九世紀後半、惟宗直本編(広辞苑)。
- (34) 黒板勝美・国史大系編修会編輯『新訂増補 国史大系 第二部4 令集解 中篇』(吉川弘文館、昭和三六年)「巻第十三 賦役一」(金澤文庫) 三八―一頁。

- (35) 滋賀秀三「課役」の意味及び沿革「国家学会雑誌六三卷一〇—一二号（一九四九年）七二—九三頁（七五頁）。
 (36) ここで、「輸役所」とあるのは、黒川文庫本によったものかと思われる。
 (37) 宮崎市定「古代中国賦税制度」宮崎市定『宮崎市定全集 3』（岩波書店、一九九一年）四二—九八頁。
 (38) 宮崎・前掲注(37)四三頁。
 (39) 宮崎・前掲注(37)四三—四五頁。
 (40) 宮崎・前掲注(37)五七頁。
 (41) 宮崎・前掲注(37)五八頁。
 (42) 宮崎・前掲注(37)六〇頁。
 (43) 宮崎・前掲注(37)四六頁。
 (44) 宮崎・前掲注(37)七四—七五頁。
 (45) 宮崎・前掲注(37)八四頁。
 (46) 宮崎・前掲注(37)九五頁。
 (47) 宮崎・前掲注(37)九六頁。
 (48) 宮崎・前掲注(37)九六頁。
 (49) 渡辺信一郎「戸調制の成立——賦斂から戸調へ——」『東洋史研究六〇巻三号（平成二三年）三二—六三頁。
 (50) 渡辺・前掲注(49)三三頁。
 (51) 渡辺・前掲注(49)三三頁。
 (52) 渡辺・前掲注(49)四二頁。
 (53) 渡辺・前掲注(49)三三頁。
 (54) 渡辺・前掲注(49)三三頁。
 (55) 渡辺・前掲注(49)四二—五一頁。
 (56) 渡辺・前掲注(49)三二頁、三四頁。

通説的見解は、岡崎文夫『魏晋南北朝通史』（弘文堂書房、昭和七年）五八二—五八三頁、野中敬「魏晋戸調成立攷」

- 早稲田大学大学院文学研究科紀要・別冊一四集（一九八七年）一八七—一九八頁（二八九頁）。
- (57) 渡辺・前掲注(49)三五頁は、通説の見解は「戸調制成立期の直接的な短期的要因」にすぎないとしている。
- (58) 渡辺・前掲注(49)五五頁。
- (59) 渡辺・前掲注(49)五四頁。
- (60) 陳寿（今鷹真・井波律子訳）『正史 三国志』（筑摩書房、一九九二年）三四—三五頁。
- (61) 渡辺・前掲注(49)五五頁。
- (62) 筆者は、渡辺説を採る。その他の見解は、(イ)(ロ)の別が必ずしも明確ではない。
- (63) 租税を定義したものととして、ドイツ租税通則法三条一項がある（拙著『判例と租税法律主義——税法解釈における課税の論理と納税の論理』（中央経済社、平成六年）二—三頁）。わが国においても、租税の意義につき同様に定義されている（定説）。例えば、金子宏『租税法（第一五版）』（弘文堂、平成二年）八頁。
- (64) 山尾幸久『新版・魏志倭人伝』（講談社、昭和六一年）三六—四一頁、門脇禎二『邪馬台国と地域王国』（吉川弘文館、二〇〇八年）三一—四頁。
- (65) 山尾・前掲注(64)四〇—四一頁。
- (66) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四六—八四七頁。
- (67) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四六頁。
- (68) 山尾幸久『魏志倭人伝』（講談社、昭和四七年）二〇二頁、二〇三頁は「租賦」とするが、「租税」の誤植であろう。
- (69) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四三頁の高句麗の条は「王之宗族 其大加皆称古羅加。」とするから、大加は高句麗の上層部。
- (70) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四三頁の高句麗の条は、「諸大加亦自置使者」とするから、使者は大加の配下。
- (71) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四七—八四八頁。
- (72) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四八頁。
- (73) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四八—八四九頁。
- (74) 陳寿（陳乃乾校点）・前掲注(1)八四九頁。

- (75) 陳寿(陳乃乾校点)・前掲注(1)八五六頁。
- (76) 橋本増吉「邪馬臺国論考3(全三卷) 東洋文庫六二〇」(平凡社、一九九七年)九頁。
- (77) 橋本・前掲注(76)一二頁。
- (78) 井上光貞「日本国家の起源 岩波新書(青版)三八〇」(岩波書店、一九六〇年)一六三―一六四頁。
- (79) 山尾・前掲注(68)二四二頁。
- (80) 山尾・前掲注(68)一七三頁。
- (81) 山尾・前掲注(68)一九九頁。
- (82) 山尾・前掲注(64)二二〇―二二二頁。
- (83) 山尾・前掲注(64)一七七―一七八頁は、「北部九州の『奴国連合』の發展した形(盟主は東部の奴国王から西部の伊都国王に交代している)、それをツクシ政權と呼ぶ。」としている。
- (84) 石原・前掲注(4)四八頁。
- (85) 石原・前掲注(4)八二頁。
- (86) 三品・前掲注(13)五四頁。
- (87) 三品・前掲注(13)一七頁。
- (88) 陳寿(今鷹真・小南一郎訳)『正史 三国志4』(筑摩書房、一九九三年)四七三頁(小南一郎・訳注担当部分)。
- (89) 佐藤信ほか編『詳説日本史研究 改訂版』(山川出版、二〇〇八年)二八頁。まえがきに、「日本史の学習参考書であって専門書・研究書ではない」、「定説的な見方に即して記述」とあるが、確度は高い。
- (90) 網野善彦『日本社会の歴史(上) 岩波新書(新赤版五〇〇)』(岩波書店、一九九七年)四二頁。
- (91) 佐原真『魏志倭人伝の考古学』(岩波書店、二〇〇三年)三二二頁。佐原氏は、「金関恕さん(大阪府立弥生文化博物館)と私は、福永光司さんのもとに通って魏志倭人伝の特別講義を受けました。」(同書四頁)とまで吐露するから、本文は、単なる伝聞による記述ではない。なお、福永氏は中国社会思想史・道教研究の第一人者。
- (92) 日野開三郎「二 邸閣——三国志・東夷伝用語解の二」日野開三郎『第九卷 北東アジア国際交流史の研究(上) 東洋史学論集』(三二書房、一九八四年)四四三―四五八頁(四五五頁)。

- (93) 日野・前掲注(92)四五四頁。
- (94) 日野・前掲注(92)四五七頁。
- (95) 浅川滋男「正史東夷伝にみえる住まいの素描」奈良国立文化財研究所創立四〇周年記念論文集刊行会編『文化財論叢』(同朋舎出版、平成七年)七九五―八一九頁(八一四頁)。
- II (96) 浅川滋男『青谷上寺地遺跡特別講演会「楼観」再考―青谷上寺地のながい柱材をめぐる―』(鳥取県埋蔵文化財センター、二〇〇七年)一五―一六頁。
- (97) 日野・前掲注(92)四五四頁。
- (98) 日野・前掲注(92)四五四頁。
- (99) 日野・前掲注(92)四五四頁。
- (100) 日野・前掲注(92)四五六―四五七頁。
- (101) 日野・前掲注(92)四五七頁。
- (102) 日野・前掲注(92)四五七頁。
- (103) 三品・前掲注(13)一一七頁。
- (104) 陳寿(今鷹・小南訳)・前掲注(88)四六九―四七七頁。
- (105) 井上・前掲注(78)二四頁、一六六頁。
- (106) 山尾・前掲注(64)二二頁。
- (107) 陳寿(陳乃乾校点)・前掲注(1)八四二頁。
- (108) 陳寿(陳乃乾校点)・前掲注(1)八四五頁。
- (109) 田中俊明「『魏志』倭人伝全文を読む」『歴史読本』編集部編『ここまでわかった! 邪馬台国』(新人物往来社、二〇一一年)九五頁は、「順当に即位すべき人とは異なる人が即位するときに「共立」されているようである。」とし、その主体は、一般には、「倭の諸国の王」である、としている。
- (110) 井上・前掲注(78)一六五頁。同旨・門脇・前掲注(64)四二頁。
- (111) 井上・前掲注(78)一六七頁。

- (112) 上田正昭「古代国家の起源について」古代文化五卷四号（昭和三五年）四一—五〇頁〔四四頁〕。
- (113) 上田正昭「日本古代国家成立史の研究」（青木書店、昭和三四年）四八頁。
- (114) 上田・前掲注(112)四六頁。
- (115) 上田・前掲注(112)四六頁。
- (116) 上田・前掲注(112)四六頁。
- (117) 西嶋定生「倭国」出現の時期と東アジア」荒野泰典ほか編「アジアのなかの日本史Ⅱ 外交と戦争」（東京大学出版会、一九九二年）三三—三四頁、同「倭国の出現——東アジア世界のなかの日本」（東京大学出版会、一九九九年）三七頁。